



# アンケートにみる広域関東圏 の中小企業の知財活用の現状

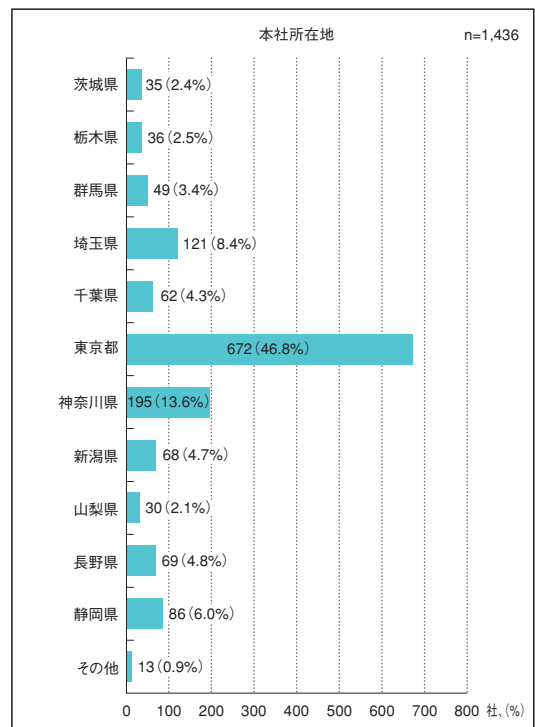
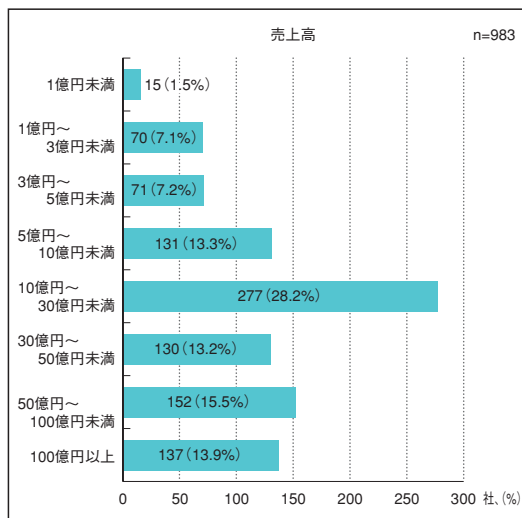
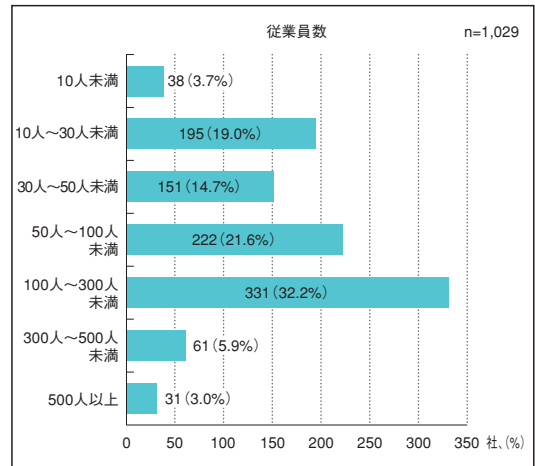
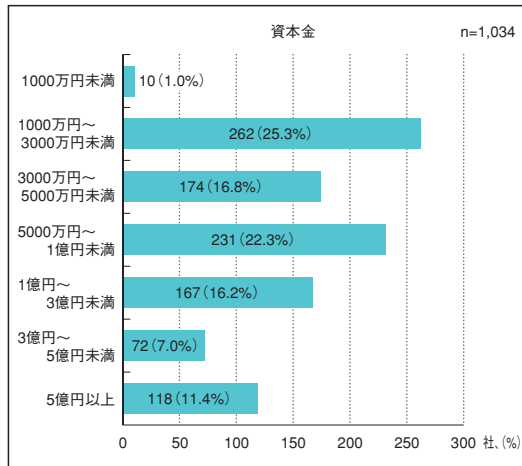
# I

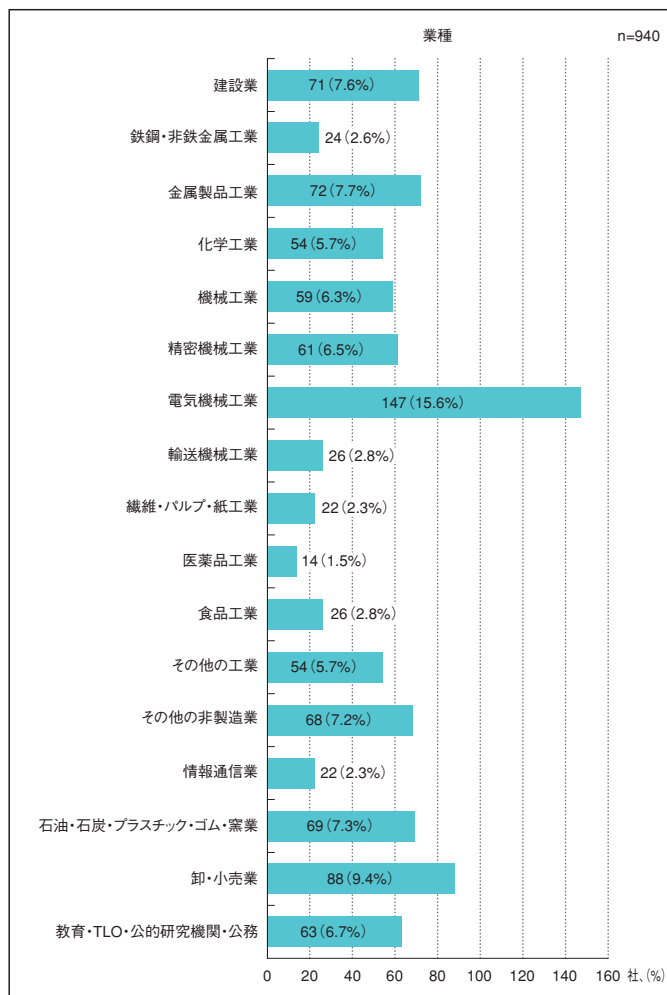
## 調査の概要

### 1. 調査対象および回答率

- 調査対象企業 広域関東圏1都10県に所在する、過去に特許出願を行っている中小企業
- 調査対象件数 3,392件
- 有効回答件数（有効回答率） 1,437件（42.4%）
- 調査期間 2007年11月20日～2007年12月21日

### 2. 回答企業の主な属性





# II

## 調査結果の概要

### 1. 企業の知財意識

企業が知財活動を進めていくにあたっては、社内における知財意識の醸成が不可欠である。

アンケート回答企業の約7割が、「知財を意識した企業経営を行っている」と回答している。企業規模の大小に関わらず、すべての企業において同様の傾向が見られる。また売上高1億円未満の企業においても「知財を意識した経営を行っている」と回答した企業の割合は73.3%に達しており、その意欲は規模の大きな企業にも劣らない。

今後の知財活動の動向については、回答企業の9割以上が「今後も知財活動を継続する」、あるいは「新たに取り組んでいく」としている。いまや、知財活動は中小企業にとって無縁のものではなくなってきている。

### 2. 知財活動の目的

知財活動の具体的な取り組み方法をみると、知財の活用方法の9割以上が「自己実施」であった。目的は「差別化」「付加価値創造」「企業ブランドの向上」などであり、自社の知財の他社へのライセンスングやクロスライセンスを行っている企業は少ない。広域関東圏の中小企業にとって、知財活動は主に「本業を円滑に行うため」のものとして位置づけられる。

一方、知財活動には「他社に権利を押しやられ、自社の事業活動が妨げられる」リスクを排除するという意味合いもある。事実、回答企業の4分の1が、他社から知財に関する権利侵害の警告を受けた経験を持つ。企業全体の知財意識が高まりつつあるなか、知財への対応はもはや自社だけの問題ではなくなってきている。

### 3. 知財コストと公的支援制度

中小企業の知財活動における障害のひとつとして、知財活動にかかるコストが挙げられる。アンケート結果によれば、コストについては7割の企業が許容範囲と回答しているものの、売上高規模の小さい企業ほど知財コストに対する負担感が大きい。

知財コストの軽減策の一つとして、弁理士に頼る前に、国や自治体の知財に関するアドバイザーに相談を行っている企業もある。弁理士事務所が大都市に偏在している現状を反映してか、地方都市の企業がこれらアドバイザーを有効に活用している（P31参照）。中小企業の知財活動を促進するにあたり、国・自治体のアドバイザーの利用を促進することも重要な要素と考えられる。

なお、知財コストへの負担を軽減するための各種公的支援制度があるものの、その利用はあまり進んでおらず、むしろ規模が大きい企業ほど制度を活用している割合が高い（P33参照）。中小企業の知財活動の進展を図るためには、支援制度利用のすそ野を広げるための方策が必要と考えられる。

## 4. 社内体制の構築

知財活動を行うためには、社内体制の構築も重要である。

回答企業のうち、知財専任部署を設置している企業の割合は、約2割であった。専任部署がある場合にも、担当者は1名ないし2名の場合がほとんどである。中小企業が知財管理業務に多くの人員を割くことは、現実的には難しい。

専任部署がない企業では、研究開発部門、もしくは経営者自身が知財活動を行っていることが多い。従業員数30名以下の企業の約半数は、経営者自身が知財業務を担当している。少人数の企業においては、経営者が主体的に知財に取り組み、知財活動のイニシアチブをとることが求められる。

また、知財を生み出す仕組みを社内に構築することも重要である。しかし、社内から知財を積極的に発掘していくための工夫を行っている企業は、回答企業の約半分にとどまる。また、職務発明規程のある企業は4割であり、知財教育、発明に対するインセンティブを設けている企業の割合も少ない（P36参照）。

知財活動に関する中小企業の内部体制は、いまだ構築途上にある。今後は企業の社内体制の整備といったノウハウ面での公的サポートの重要性も増すものと考えられる。

## 5. 権利侵害への対応

知財は権利化するのみにとどまらず、権利侵害などに適切に対処することも大切である。アンケート回答企業のうち、自社の知財への権利侵害に対し、何らかの形で警告を行ったことのある企業は3割強にとどまり、約5割の企業は「侵害を発見したことも、警告も行ったこともない」と回答している。

知財を意識した経営を行っている企業、知財専任部署のある企業のほうが、警告を行ったことのある企業の割合がやや高い。このことから、知財意識の低さあるいはマンパワー不足により、侵害を発見できず、有効な対策を打てていないケースのあることが推測される。

警告ののち訴訟を提起するに至った経験のある企業は約3割である。しかし、知財専任部署のある企業の場合にはこの割合が4割強へと上昇する。

中小企業にとって知財紛争に掛かる労力とコストは非常に負担が重いものである。しかし、専任部署を設けるなどして適切な知財管理を行っている場合には、和解交渉で優位に立てる可能性が高い。

なお、「侵害を発見したが、警告を行ったことはない」と回答した企業も1割程度存在しており、これらの企業が保有知財をより有効に活用するためにも、一層の支援、啓蒙が求められる。

## 6. 外国出願

アンケート回答企業のうち、外国出願を行っている企業の割合は33.9%であった。外国出願をしても年間1件という企業が18.4%、2~5件という企業が13.1%を占めるなど、件数は限られている。

医薬品工業（7割）、化学工業（6割）など業種によっては外国出願の高いものもあるが、海外に拠点を持っていたり、製品を輸出している企業においても、海外事業展開時に外国出願を「必ずする」と回答した企業は1割程度にとどまっており、外国出願の実施割合は全体的に低い。

# III

## 調査結果の詳細

### 1. 企業の知財意識

#### ■ 7割の企業が知財経営を意識

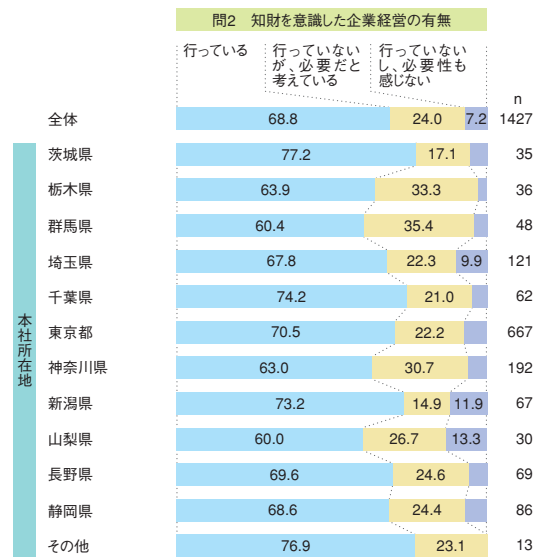
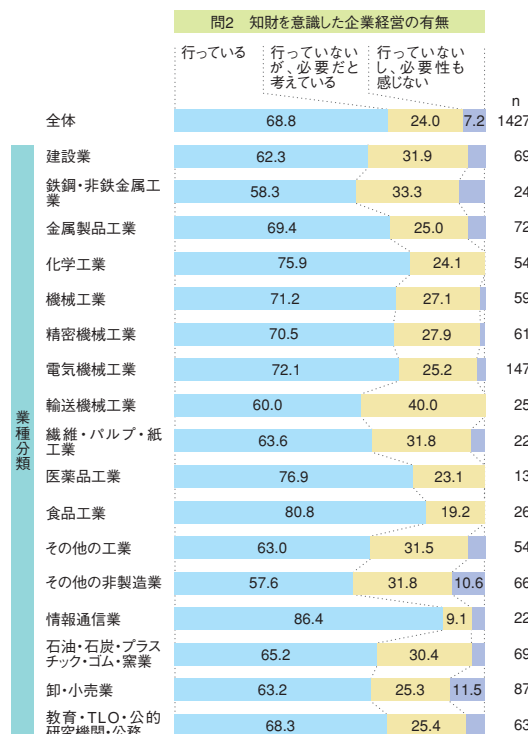
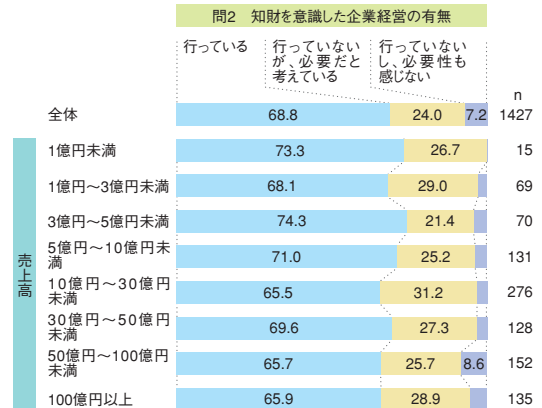
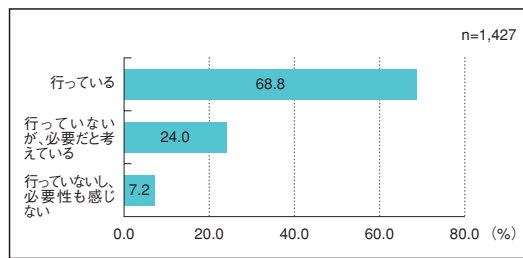
回答企業の68.8%が、「知財を意識した企業経営を行っている」と回答した。一方、「行っていないし、必要性も感じない」という企業の割合は7.2%にとどまった。

「知財を意識した企業経営を行っている」と回答した企業を業種別にみると、化学工業、機械工業、精密機械工業、電気機械工業、医薬品工業、情報通信業など、競争が激しい分野や新技術の開発が将来の企業成長と密接にリンクしている分野の企業の比率が高い。

売上高規模別による知財意識の差はみられず、小規模企業でも知財を意識した経営を行っているとの回答が約7割を占めた。

地域別にみた場合、知財を意識した企業経営を行っている企業の割合が最も高いのは茨城県（77.2%）であったが、いずれの県においても「行っていない」ないし「必要だと考えている」と回答した企業が大半を占める状況は変わらず、目立った地域別の傾向はみられなかった。

問2 知財を意識した企業経営を行っているか



## 2. 知財の活用形態

### ■「自己実施」がほとんど。ライセンス事例は僅少

知財の活用形態については、「自己実施」との回答が91.3%を占めた。

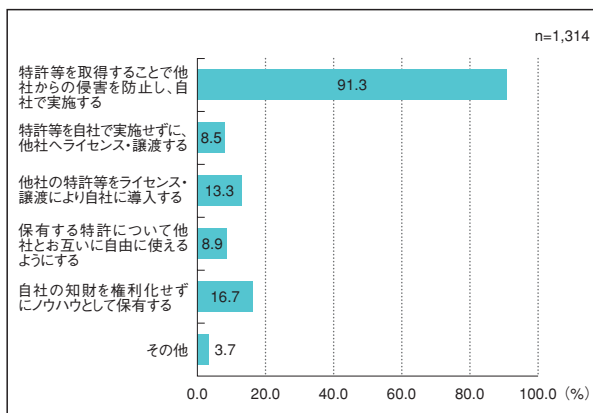
「他社の特許等を自社に導入する」との回答は13.3%であった。また「自社で取得した特許を他社と相互に自由に使えるようにする（クロスライセンスする）」との回答は8.9%、「自己実施せずに他社へライセンスや譲渡をする」との回答は8.5%といずれも1割に満たない結果となっている。

自社知財の外部へのライセンスよりも、他社知財のライセンスインを志向する傾向のほうがやや強いものの、全体としてライセンスに対する意識はあまり高くはないことがうかがえる。

一方、「知財を権利化せずにノウハウとして保有する」との回答割合は、16.7%であった。

全体として、知財はあくまで本業を守るため・本業を円滑に行うためのものと位置づけられており、ライセンス等、他の活用オプションを志向する企業の割合はまだ僅少にとどまる。

問3 知財の活用方法



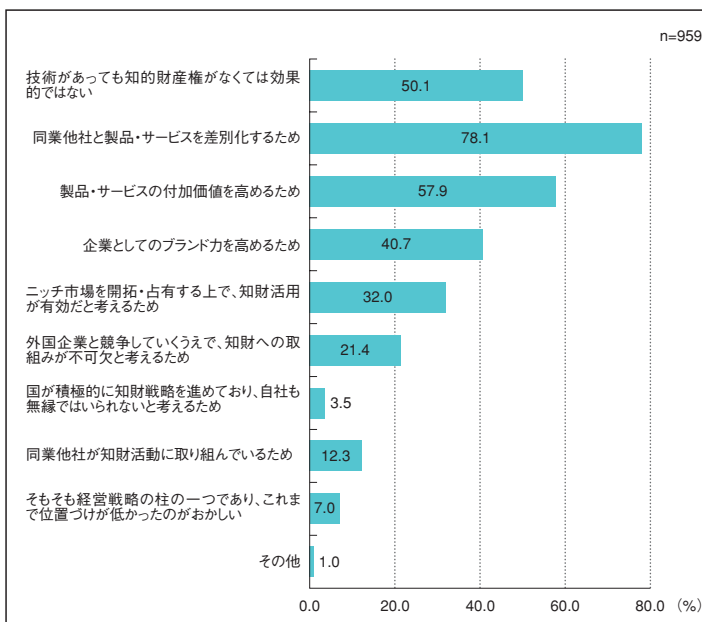
## 3. 知財活動の目的

### ■主な目的は、他社との差別化

知財活動を行う理由としては、「他社との差別化のため」との回答が78.1%と最も多い。次いで「付加価値を高めるため」(57.9%)、「技術力があっても知財がなくては効果的でないため」(50.1%)、「企業ブランド力を高めるため」(40.7%)といった回答が多い。

知財による付加価値創造、それによる競合他社との差別化、さらには企業イメージ、ブランドイメージ向上などが、知財活動の目的として重視されている様子がうかがえる。

問4 知財活動を行う理由



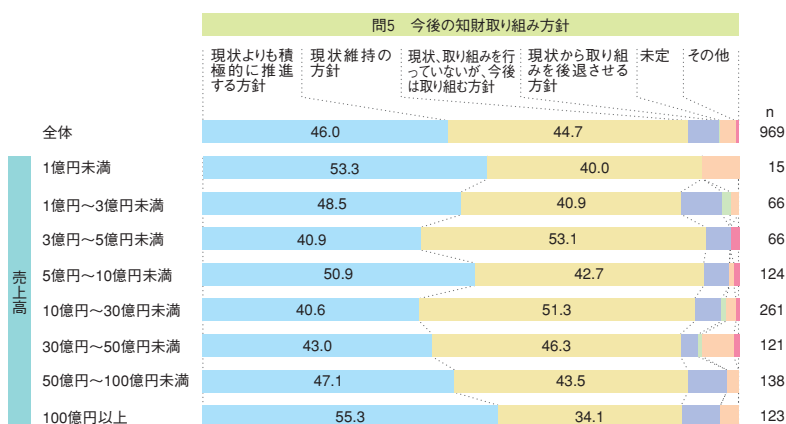
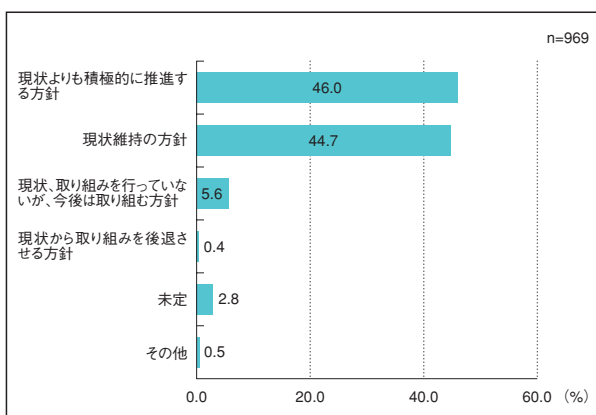
## 4. 今後の知財活動方針

### ■ 約半数の企業が、より積極的に知財活動に取り組む意向

「現状よりも積極的に推進する方針」、「現状維持の方針」との回答がそれぞれ46.0%、44.7%とほぼ同程度の割合を占めた。「現状から取り組みを後退させる方針」と回答した企業は0.4%にとどまっている。

こうした傾向は、すべての売上高規模別の企業において同様である。知財の必要性・重要性は中小企業においても十分に認識されており、多くの中小企業がこれを推進していく意向を持っている。

問5 今後の知財への取り組み方針



## 5. 知財コストについて

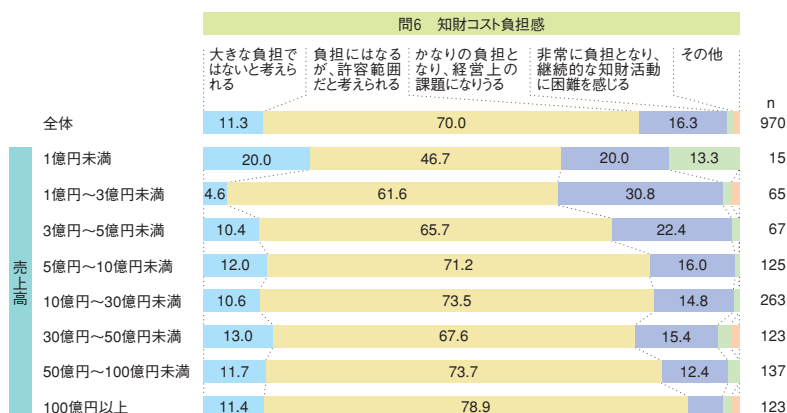
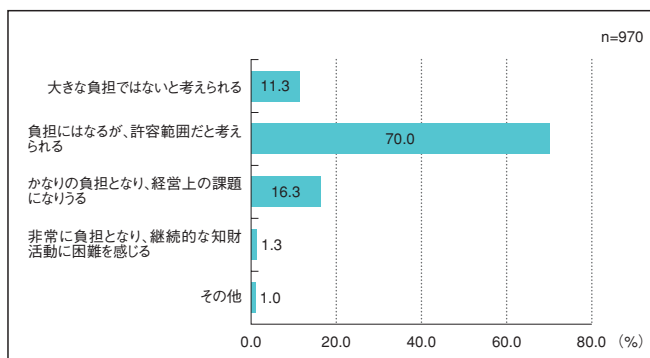
### ■ 7割の企業が「許容範囲」と回答

知財にかかるコストについては、70.0%の企業が「負担にはなるが許容範囲」と回答している。多くの企業が、知財に費やしているコストを「必要なもの」と認識している。

一方、「かなりの負担となり、経営上の課題になりうる」との回答も16.3%を占めており、一部の企業において知財コストが知財活動のブレーキになっている様子がうかがえる。

売上高規模別にみると、売上高の小さい企業ほど知財コストに対する負担感が大きい傾向にある。特に売上高1億円～3億円未満の企業においては、30.8%の企業が「かなりの負担となり、経営上の課題になりうる」と回答している。中小企業の知財活用を促進するにあたって、小規模企業に対する知財コスト支援がひとつのポイントになると考えられる。

問6 知財戦略に係るコストについて



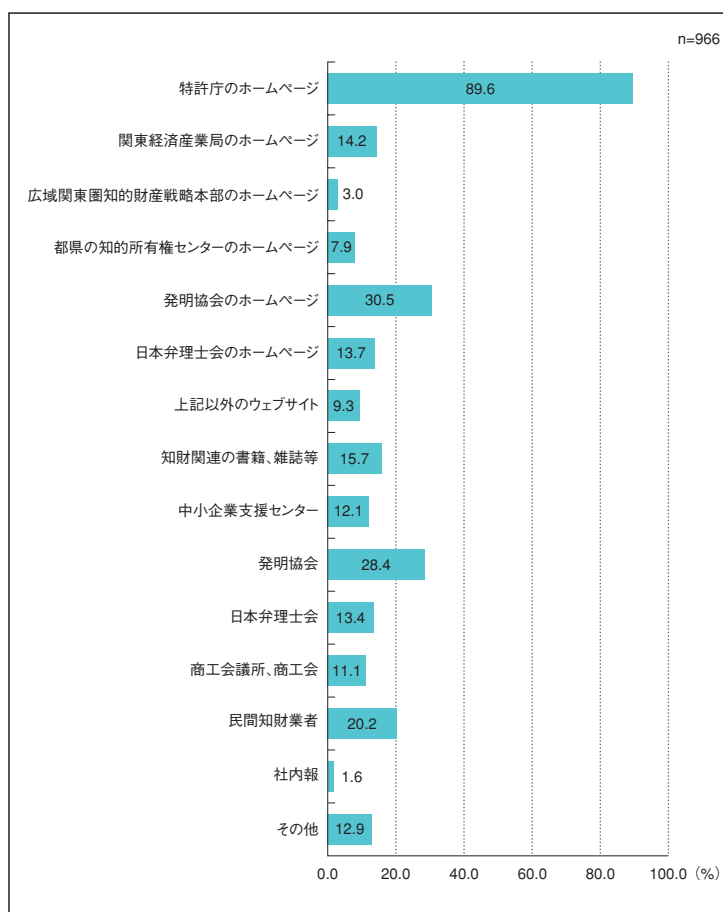
## 6. 知財に関する情報源

### ■ 9割が特許庁ホームページで情報収集

知財活動に関する「情報源」に対する回答（複数回答可）としては、89.6%の企業が「特許庁のホームページ」を挙げている。

特許庁ホームページから特許電子図書館（IPDL）を利用している事例が多数を占めるものと推測される。

問8 知財に関する情報源



### ■ 説明会・研修会への参加は低調

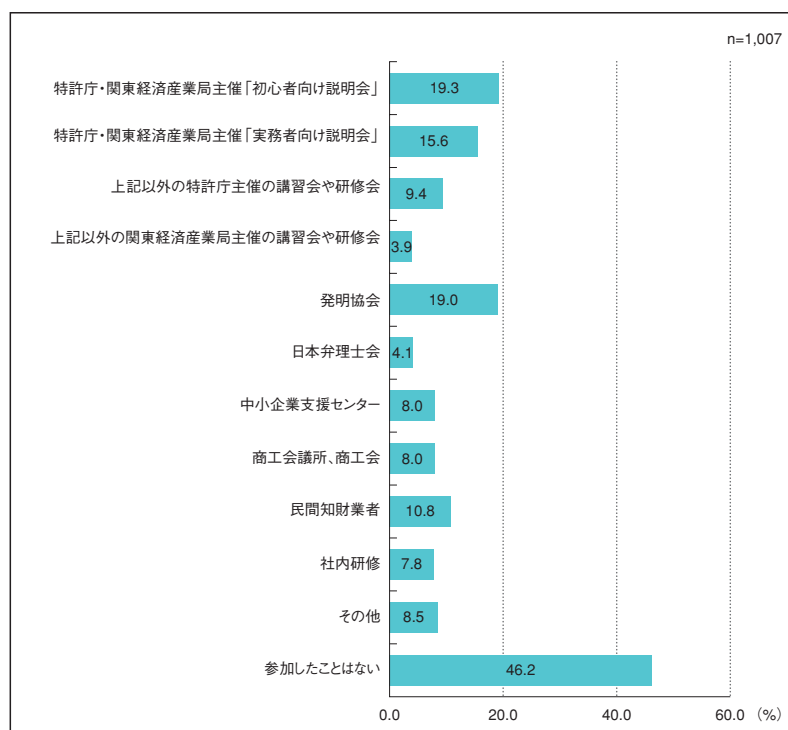
知財活動支援機関による説明会・研修会については、46.2%と半数近くが「参加したことはない」と回答している。

「特許庁・関東経済産業局」および「発明協会」主催の説明会・研修会に参加している企業がそれぞれ2割弱、それ以外の説明会や研修会に参加している企業は僅少にとどまる。

知財に対する取り組み意欲の高さとは裏腹に、説明会・研修会を通じて自社内に知財スキルを蓄積す

るという積極的な意識は高くない。現状では、社内でスキルを蓄積し日常的に知財活動を推進するよりも、必要時に外部の専門家を頼っている企業が多いと考えられる。

問9 参加したことがある知財に関する講習会、研修会



### ■ 公的アドバイザーの利用に地域差

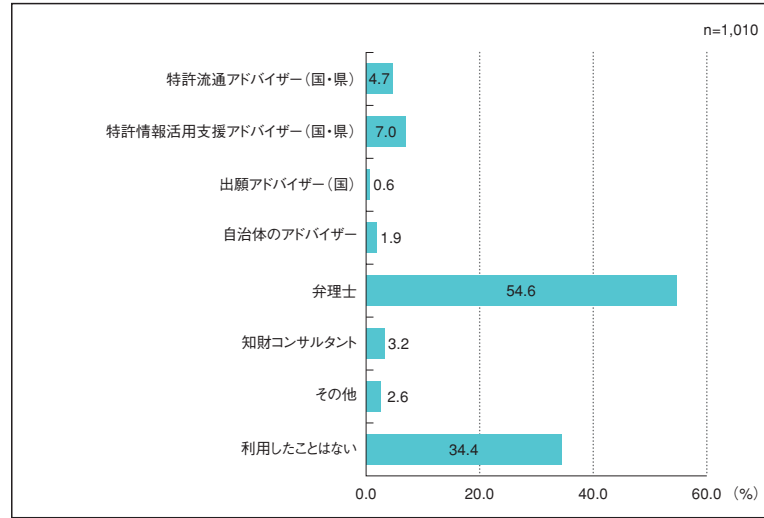
知財活動を行うにあたり、利用したことがある外部のアドバイザーとしては、「弁理士」と回答（複数回答可）した企業の割合が54.6%と最も高い。次いで多い回答は「利用したことはない（34.4%）」で、弁理士以外のアドバイザーを活用している企業の割合は僅少にとどまる。

なお、売上高、従業員数の規模別にみると、弁理士以外のアドバイザーを利用している企業の割合は小規模企業のほうがより高く、小規模企業が知財活動を促進するにあたっては、これらアドバイザーの果たす役割も大きいものと考えられる。

また地域別にみると、東京都、神奈川県以外の地域において、弁理士以外のアドバイザーの果たす役割が大きくなっている。なかでも長野県における特許流通アドバイザー（23.4%）、特許情報活用支援アドバイザー（19.1%）の利用割合の高さが目立つ。

弁理士など専門家が大都市に偏在しているという現実もあり、地方企業の知財活動においては、公的なアドバイザーがより大きな役割を担っている様子がうかがえる。

問12 利用したことがある知財に関するアドバイザー



	問12 知財アドバイザー利用有無									
	合計	特許流通アドバイザー(国・県)	特許情報活用支援アドバイザー(国・県)	出願アドバイザー(国)	自治体のアドバイザー	弁理士	知財コンサルタント	その他	利用したことはない	不明
全体	1010	47	71	6	19	551	32	26	347	427
売上高	100.0	4.7	7.0	0.6	1.9	54.6	3.2	2.6	34.4	
1億円未満	14	2	2	0	1	9	0	0	2	1
1億円～3億円未満	66	7	7	0	2	39	0	2	16	4
3億円～5億円未満	65	7	11	2	3	32	2	1	21	6
5億円～10億円未満	123	7	6	2	2	62	7	2	41	8
10億円～30億円未満	270	9	15	0	7	139	9	7	102	7
30億円～50億円未満	127	4	6	0	0	69	4	3	51	3
50億円～100億円未満	148	7	12	2	3	87	5	7	46	4
100億円以上	136	2	11	0	0	76	4	2	49	1

	問12 知財アドバイザー利用有無									
	合計	特許流通アドバイザー(国・県)	特許情報活用支援アドバイザー(国・県)	出願アドバイザー(国)	自治体のアドバイザー	弁理士	知財コンサルタント	その他	利用したことはない	不明
全体	1010	47	71	6	19	551	32	26	347	427
従業員数	100.0	4.7	7.0	0.6	1.9	54.6	3.2	2.6	34.4	
10人未満	35	5	4	1	1	18	0	0	12	3
10人～30人未満	183	11	17	0	7	102	5	6	52	12
30人～50人未満	144	6	6	4	4	80	5	3	48	7
50人～100人未満	217	7	11	0	3	113	7	4	86	5
100人～300人未満	323	17	25	1	4	176	10	10	113	8
300人～500人未満	60	1	6	0	0	35	3	1	19	1
500人以上	31	0	2	0	0	17	1	0	12	0

	合計	問12 知財アドバイザー利用有無								不明
		特許流通アドバイザー (国・県)	特許情報活用支援アドバイザー (国・県)	出願アドバイザー (国)	自治体のアドバイザー	弁理士	知財コンサルタント	その他	利用したことはない	
全体	1010	4.7	7.1	0.6	1.9	55.1	3.2	2.6	34.7	42.7
100.0	100.0	4.7	7.0	0.6	1.9	54.6	3.2	2.6	34.4	
本社所在地										
茨城県	27	3	4	1	1	15	0	2	7	8
100.0	100.0	11.1	14.8	3.7	3.7	55.6	0.0	7.4	25.9	
栃木県	33	3	6	2	1	18	0	0	9	3
100.0	100.0	9.1	18.2	6.1	3.0	54.5	0.0	0.0	27.3	
群馬県	33	4	5	0	2	17	1	0	9	16
100.0	100.0	12.1	15.2	0.0	6.1	51.5	3.0	0.0	27.3	
埼玉県	73	3	9	0	0	43	3	2	20	48
100.0	100.0	4.1	12.3	0.0	0.0	58.9	4.1	2.7	27.4	
千葉県	42	6	4	1	2	24	1	2	11	20
100.0	100.0	14.3	9.5	2.4	4.8	57.1	2.4	4.8	26.2	
東京都	454	5	10	1	6	256	13	11	172	218
100.0	100.0	1.1	2.2	0.2	1.3	56.4	2.9	2.4	37.9	
神奈川県	149	2	9	0	1	78	7	5	58	46
100.0	100.0	1.3	6.0	0.0	0.7	52.3	4.7	3.4	38.9	
新潟県	56	5	6	0	1	32	3	2	15	12
100.0	100.0	8.9	10.7	0.0	1.8	57.1	5.4	3.6	26.8	
山梨県	22	2	3	0	1	10	2	0	7	8
100.0	100.0	9.1	13.6	0.0	4.5	45.5	9.1	0.0	31.8	
長野県	47	11	9	1	2	18	1	1	13	22
100.0	100.0	23.4	19.1	2.1	4.3	38.3	2.1	2.1	27.7	
静岡県	66	3	6	0	2	34	1	1	24	20
100.0	100.0	4.5	9.1	0.0	3.0	51.5	1.5	1.5	36.4	
その他	7	0	0	0	0	5	0	0	2	6
100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	71.4	0.0	0.0	28.6	

## 7. 公的支援制度の活用状況

### ■ 公的支援制度の利用は低調

費用減免等の各種公的支援制度を活用している中小企業は、まだ少ない。

無料の特許先行技術調査や審査請求料の減免制度、半額返還制度など、経済的なメリットを享受できる制度についても、多くの中小企業がそうした制度の存在を知らず、また知っているが利用したことがないという中小企業も多い。

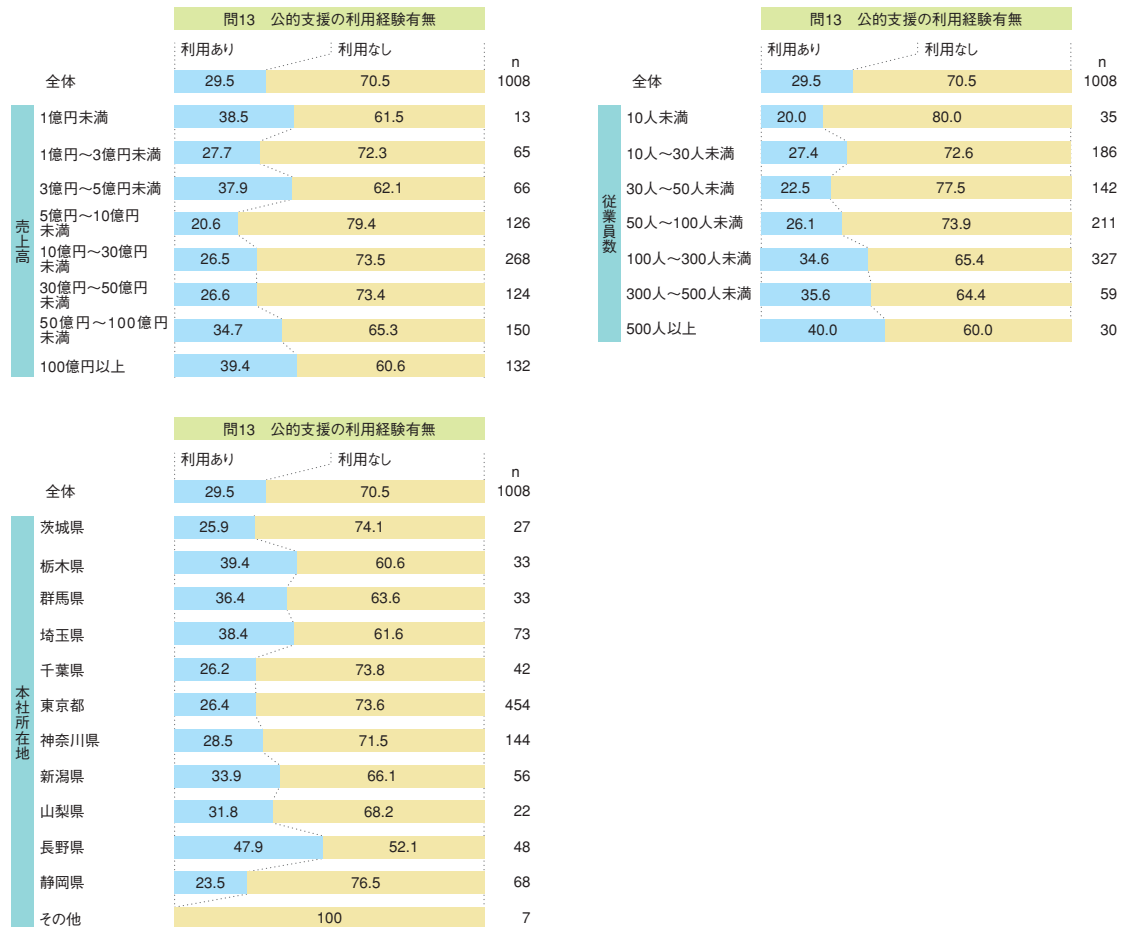
		問13 知財に関する公的支援の活用状況				全体
		知っており 利用した ことがある	知っている が利用した ことがない	知らない	不明	
a. 無料の特許先行技術調査	n	119	363	517	438	999
	%	11.9	36.3	51.8		100.0
b. 審査請求料等の減免制度	n	53	459	485	440	997
	%	5.3	46.0	48.6		100.0
c. 審査請求料の1/2返還制度	n	24	387	578	448	989
	%	2.4	39.1	58.4		100.0
d. 早期審査制度	n	131	447	418	441	996
	%	13.2	44.9	42.0		100.0
e. 面接審査・巡回審査	n	56	253	678	450	987
	%	5.7	25.6	68.7		100.0
f. 知財駆け込み寺	n	1	179	811	446	991
	%	0.1	18.1	81.8		100.0
g. 専門家による個別無料相談	n	65	383	546	443	994
	%	6.5	38.5	54.9		100.0
h. 産業財産権専門官による個別 企業訪問	n	17	195	771	454	983
	%	1.7	19.8	78.4		100.0

## ■ 規模の大きい企業のほうが支援制度利用に積極的

小規模企業であるほど知財コストに対する負担感が強い傾向にある一方、実際に公的支援制度を利用している企業の割合は、従業員数の多い企業のほうが高い。多くの人材や知財のストックがある企業ほど、制度利用の実績が高いものと推測される。売上高規模別に見た場合には、制度利用企業の割合に大きな差異は見られない。

知財活動に振り向けられるマンパワーが小さい小規模企業ほど、各種支援制度に関する情報をキャッチできていない可能性がある。また公的支援制度の存在を知っていても、利用手続きに関する心理的な負担感が利用を妨げる要因となっていることも考えられる。

地域別に見ると、長野県、栃木県・埼玉県・群馬県の制度利用企業の割合が高い。これらの地域は国・県の知財アドバイザーの利用割合も比較的高く（P31参照）、知財に関する公的支援の活用が相対的に進んでいる地域と言える。



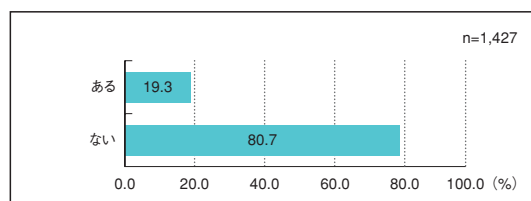
## 8. 知財担当部署

### ■ 知財専任部署がある企業は約2割

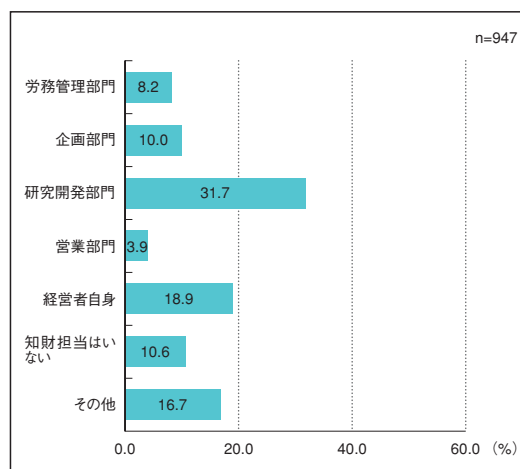
アンケート回答企業のうち、知財専任部署を置いている企業の割合は全体の約2割にとどまった。

知財専任部署がない場合には、研究開発部門が知財業務を兼任しているケースが31.7%と最も多く、経営者自身が兼任するケースが18.9%と次いで多い。

問15 知財専任部署の有無

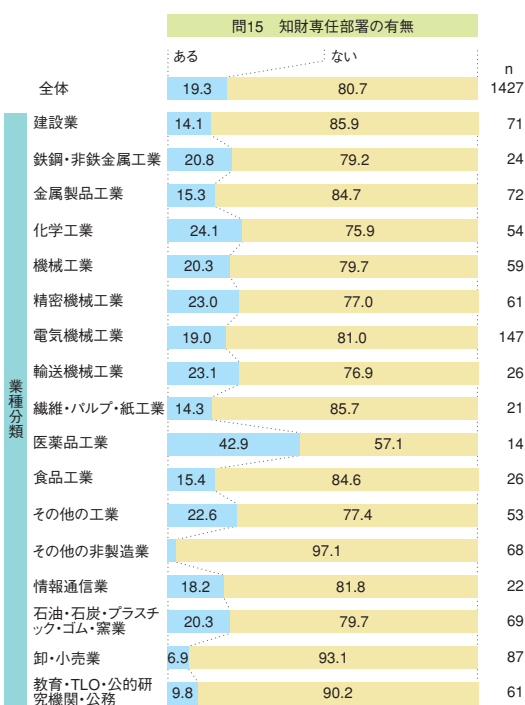
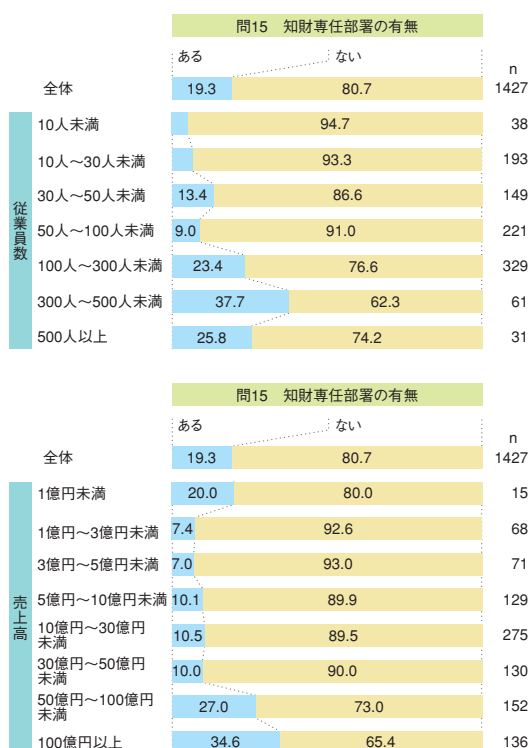


問16 知財業務を兼任する部署



企業規模別に見てみると、従業員100人以上を境に、知財専任部署の設置率が高まる傾向にある。

また業種別で見ると、医薬品工業での知財専任部署の設置率が突出して高い。一方、その他の非製造業や卸・小売業など、製造業以外の業種における、知財専任部署の設置率は低い状況にある。

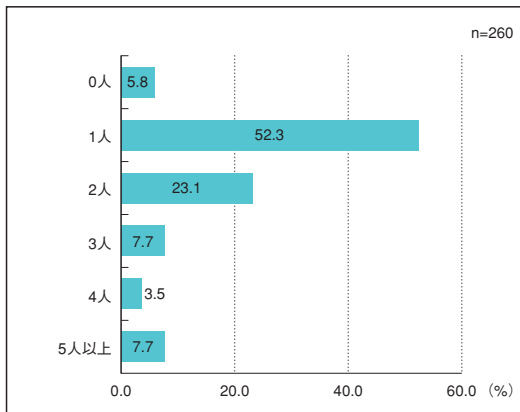


## ■ 専任担当者は1名ないし2名

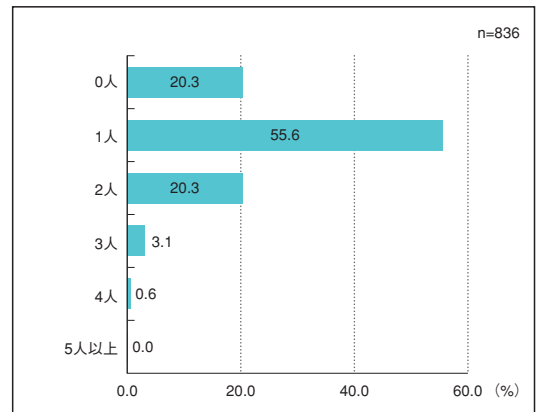
知財専任部署を置いている企業の担当者数は1名（52.3%）ないし2名（23.1%）という回答が大半を占める結果となった。この傾向は、知財業務を他部署が兼任している企業においても同様である。

中小企業が知財管理業務に多くの人員を割くことは、現実的には難しい様子がみてとれる。

問15-1 専任の知財担当者数



問16-1 兼任の知財担当者数



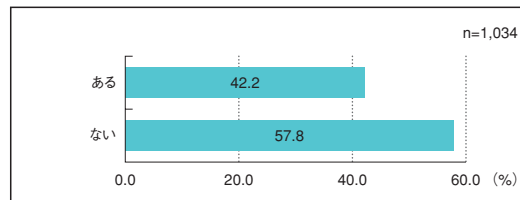
## 9. 知財に関する社内制度

### ■ 職務発明に関する社内規程のある企業は約4割

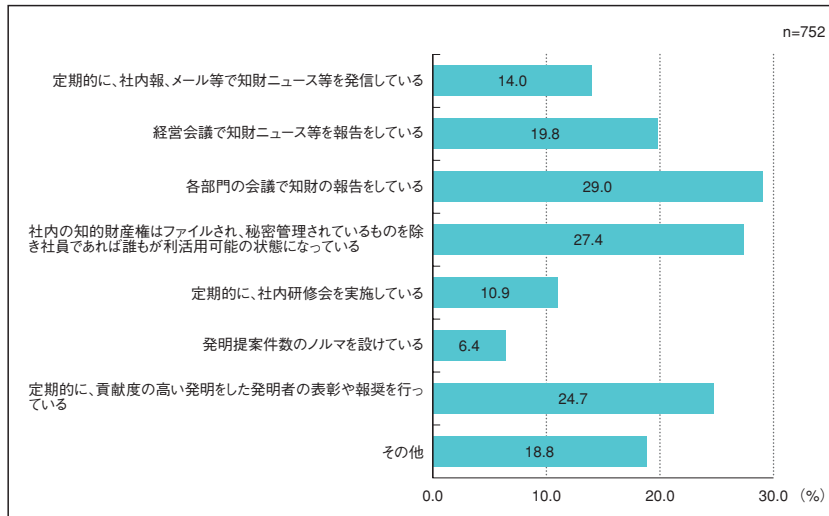
職務発明に関する社内規程を設けている中小企業の割合は、42.2%であった。

また、社員への知財情報の発信、知財教育、知財取得奨励の取り組みを見ると、「各部門の会議で知財の報告をしている」企業が29.0%、「定期的に発明者の表彰や報奨の授与を行っている」企業も24.7%にとどまっており、社内で知財への取り組みを制度化している中小企業の割合はまだまだ低い状況にある。

問17 職務発明に対する社内規程の有無



問18 社員への知財教育およびインセンティブ



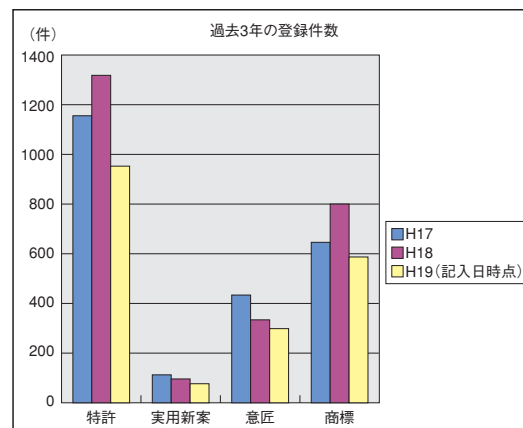
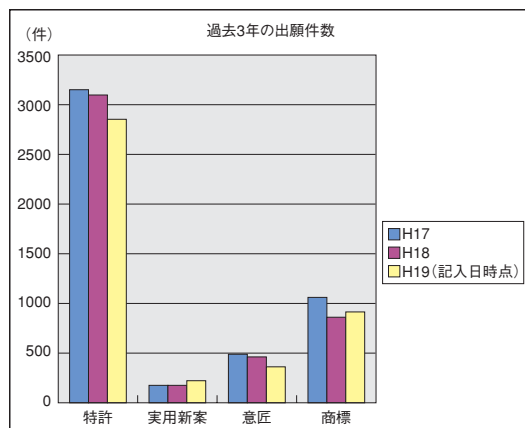
## 10. 知財の出願、登録、保有状況

### ■ 審査請求期限の短縮により、平成18年の登録件数が増加

広域関東圏の中小企業における過去3年の出願件数は、特許、意匠、商標はほぼ横ばいであり、実用新案に微増の傾向が見られる。これは、平成17年4月1日施行の改正法により、実用新案権を使いやすくなったことが影響していると考えられる。

また、過去3年の登録件数を見ると、平成18年の特許と商標の登録件数が前年に比べ増加している。

特許については、平成13年10月より審査請求期間が7年から3年に短縮（法改正）されたことから、施行前迄に駆け込みの出願が多く行われた。その影響もあり、平成18年は特許登録件数が増加している。中小企業においても同様の傾向が生じているといえる。



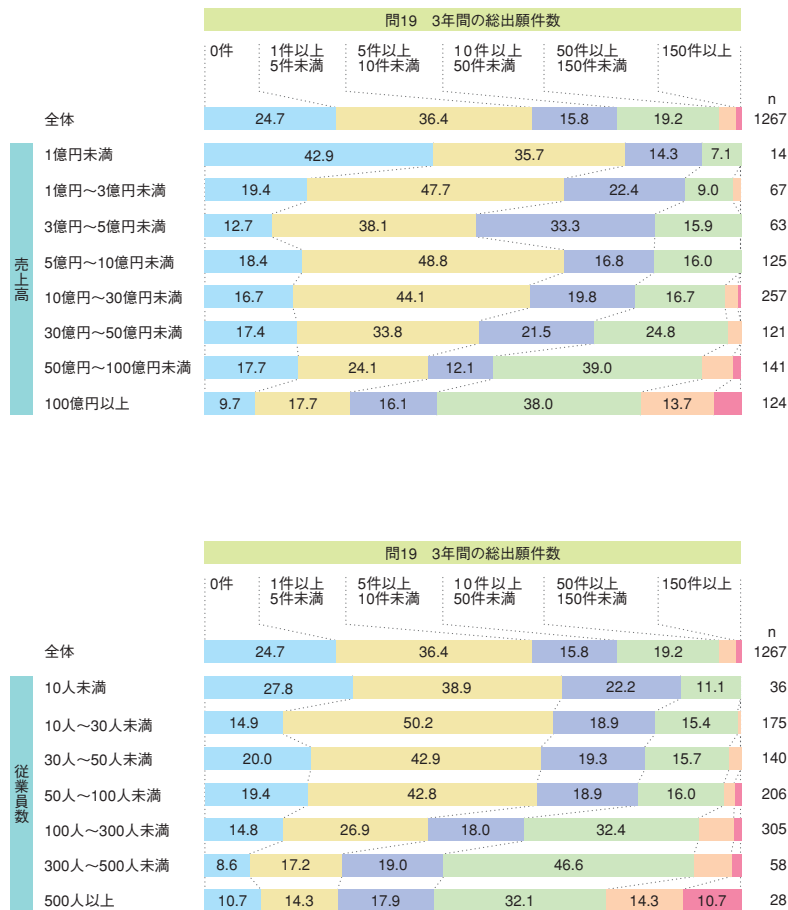
※平成19年の件数は調査時点(平成19年12月)のデータを集計

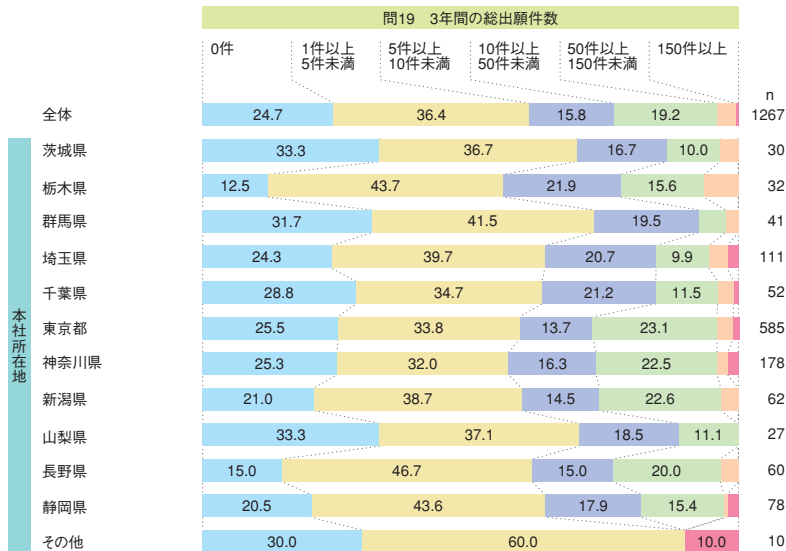
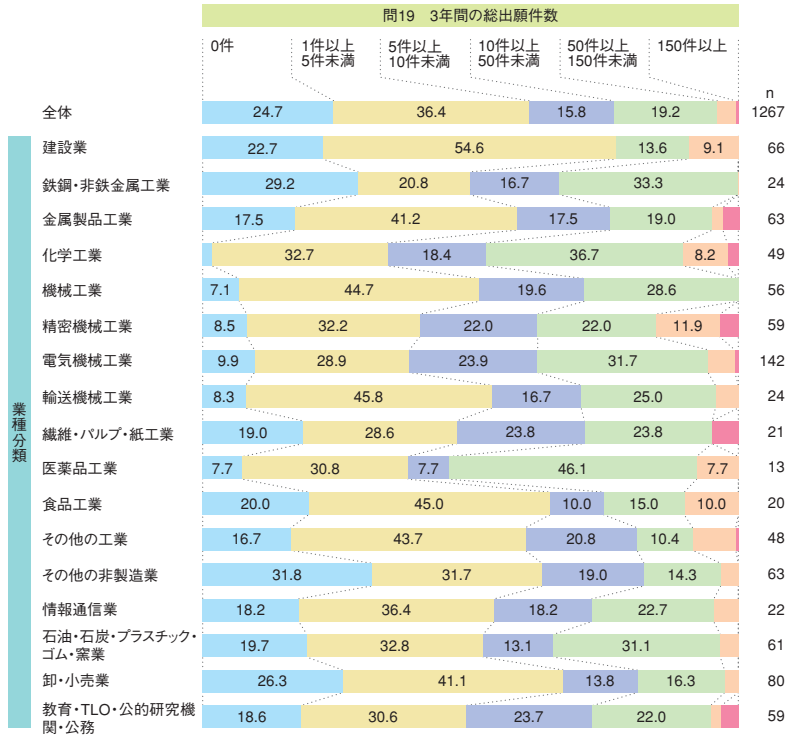
## ■ 出願件数は企業規模に比例

過去3年間の出願件数を属性別にみていくと、売上高、従業員数のいずれにおいても、規模の大きな企業ほど出願件数が多い傾向にある。知財の出願ポテンシャルは、企業の規模に左右される面が大きいことがうかがえる。

業種別に見ると、医薬品工業や化学工業において、50件以上出願している企業の割合が高くなっている。

地域別では、東京都、新潟県、神奈川県において、10件以上出願している企業の割合が高い。





## 11. ノウハウとして秘匿している知財の状況

### ■ ノウハウ管理が適切に行われていない企業が多い

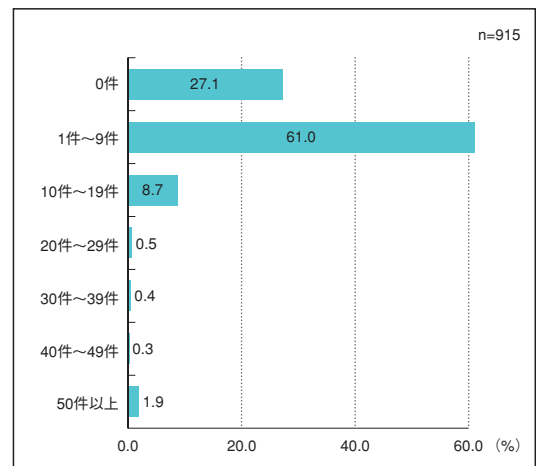
6割以上の中小企業が、年間1件～9件の技術を、産業財産権として出願せずに「ノウハウとして秘匿している」と答えている。しかし、それらの秘密情報については「特に管理していない」とする企業が過半数を占めている。

従業員に対し機密保持に関する規程を設けている企業が約4割あるものの、「秘密情報はその他の情報と区分して管理している」企業は19.6%、「アクセス権者を限定している」企業は18.0%、「記録媒体の持出しを制限している」企業は12.0%にとどまる。

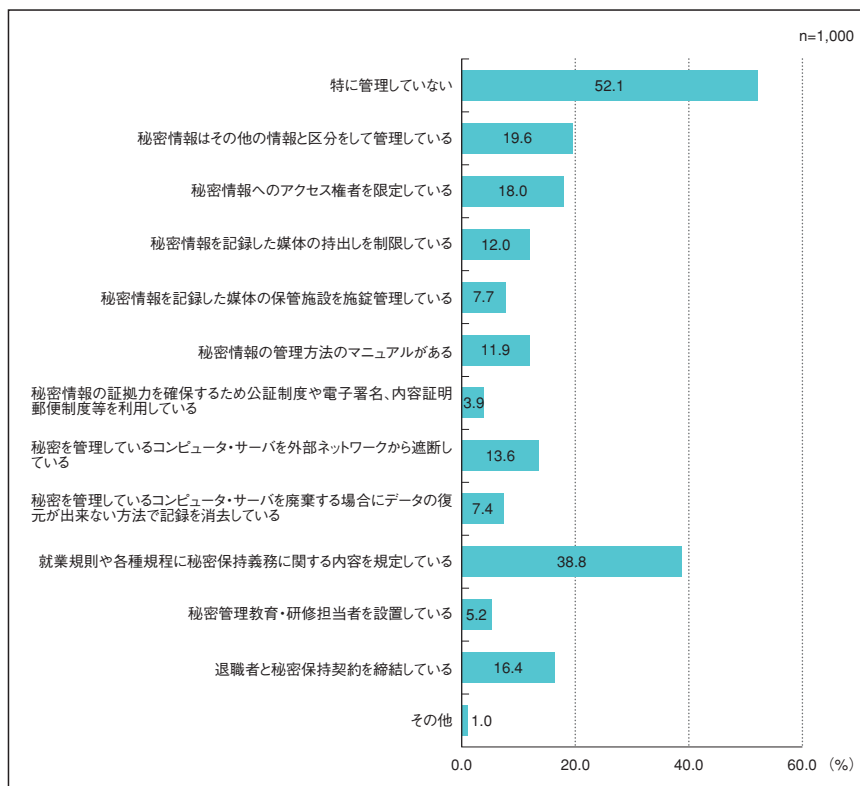
物理的・技術的管理と人的管理とが行われてはじめてノウハウが営業秘密として法的に保護されるが、現状、このような管理を実施できている中小企業は少ない。

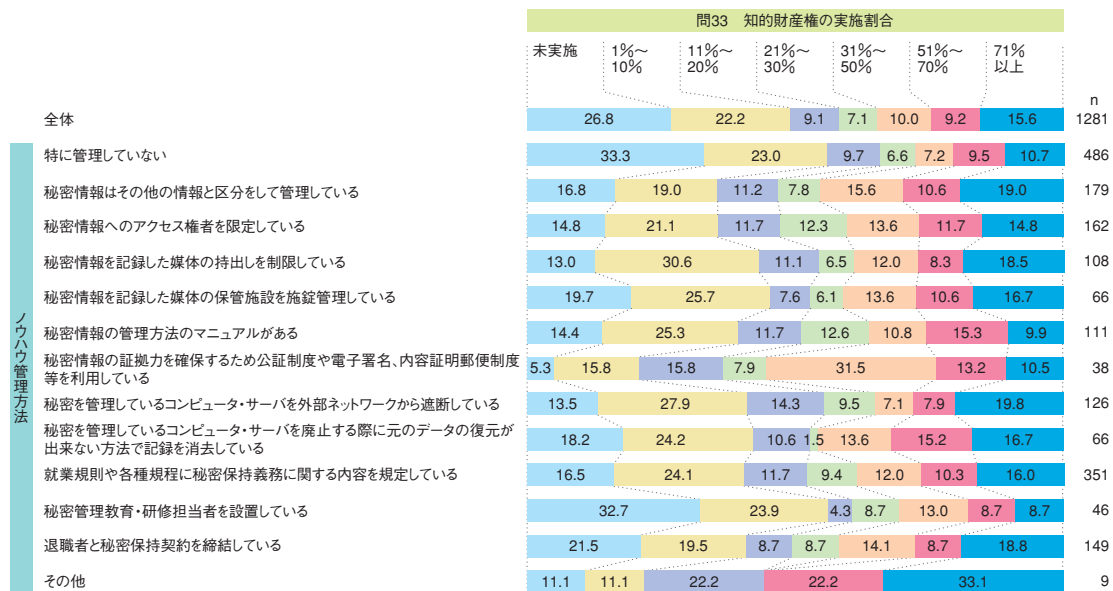
今後は、権利化を伴う知財活動だけでなく、権利化を行わない知財の適切な情報管理に関するアドバイス・知識習得の機会の提供なども必要になるとと思われる。

問22 ノウハウとして秘匿している技術(年間件数)



問23 ノウハウ情報の管理方法





## 12. 知財部門と他部門の連携

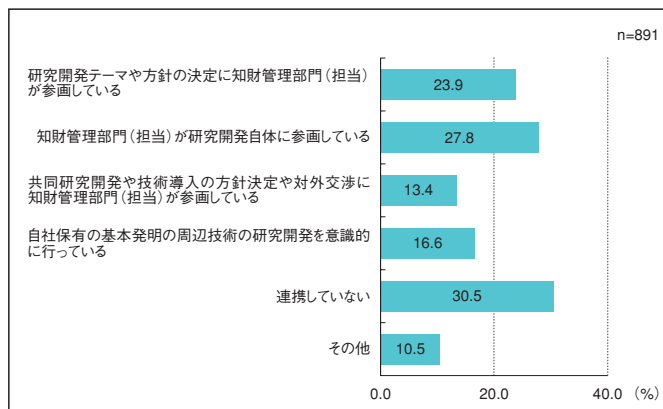
### ■ 知財部門と研究開発部門の連携が知財を生み出すカギ

知財部門と研究開発部門が何らかの形で連携している企業が、約7割を占める（連携していないと回答した企業が30.5%）。

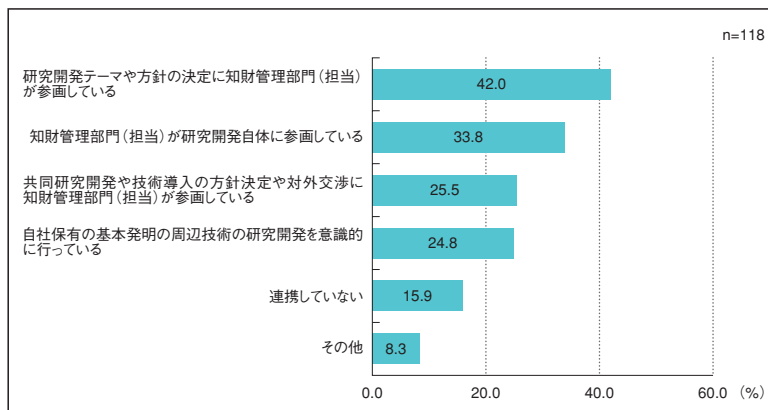
連携の内容としては、知財担当者が研究開発そのものに関与しているケースが27.8%と最も多く、次いで知財担当者が研究開発テーマ・方針に関与しているケースが23.9%となっている。

この結果について、知財専任部署をもつ企業のみで再整理すると、何らかの形で連携している企業の割合は84.1%となり（連携していないと回答した企業が15.9%）、42.0%の企業において、知財担当者が研究開発テーマ・方針に関与している。

問25 研究部門と知財部門の連携方法



問25 研究部門と知財部門の連携方法（研究開発部門あり企業のみ）



登録件数の多い企業ほど、研究開発部門と知財部門の連携が進んでいる。

直近3年間の知財の総登録件数が50件以上150件未満の企業の約9割（「連携していない」の割合が11.1%）、また150件以上300件未満の企業のすべてにおいて、研究開発部門と知財部門の連携が行われている（「連携していない」の割合が0%）。

研究開発部門と知財部門の協力体制の構築は、継続的に権利を取得していく上で重要な要素と考えられる。

		問25 研究開発部門と知財部門の連携方法							
合計		研究開発テーマや方針の決定に知財管理部門(担当)が参画している	知財管理部門(担当)が研究開発自体に参画している	共同研究開発や技術導入の方針決定や対外交渉に知財管理部門(担当)が参画している	自社保有の基本発明の周辺技術の研究開発を意識的に行っている	連携していない	その他	不明	
全体	891	213	248	119	148	272	94	546	
	100.0	23.9	27.8	13.4	16.6	30.5	10.5		
問20 3年間の 総登録件数	0件	228	44	47	19	27	88	23	58
		100.0	19.3	20.6	8.3	11.8	38.6	10.1	
	10件未満	400	81	128	50	74	114	45	54
		100.0	20.3	32.0	12.5	18.5	28.5	11.3	
	10件以上50件未満	140	51	36	31	26	35	17	9
		100.0	36.4	25.7	22.1	18.6	25.0	12.1	
	50件以上150件未満	18	11	5	9	5	2	2	0
	100.0	61.1	27.8	50.0	27.8	11.1	11.1		
150件以上300件未満	5	3	2	1	0	0	2	0	
	100.0	60.0	40.0	20.0	0.0	0.0	40.0		
300件以上	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

## 13. 知財の発掘

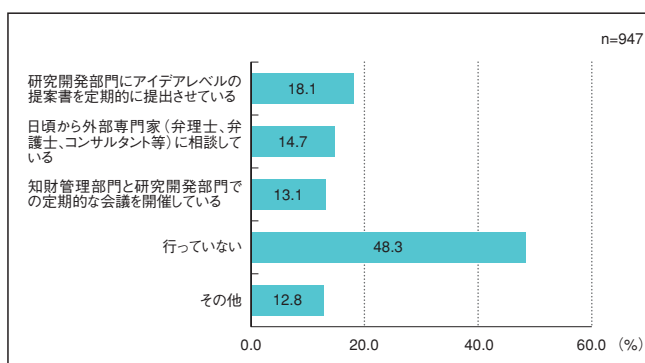
### ■ 知財の発掘を意識している企業は半数未満

知財の発掘のための取り組みは、とくに「行っていない」という回答が約半数を占めた。

「アイデアレベルの提案書を提出させる」(18.1%)、「外部専門家に相談している」(14.7%)、「研究開発部門と知財管理部門で会議を開催している」(13.1%)といった取り組みを行っている企業の割合は、いずれも低水準にとどまっている。

多くの企業が今後積極的に知財活動を進めていく意向を持っているものの、そのための社内体制の構築は進んでいないのが現状である。

問28 知財の発掘方法



## 14. 知的財産権の実施

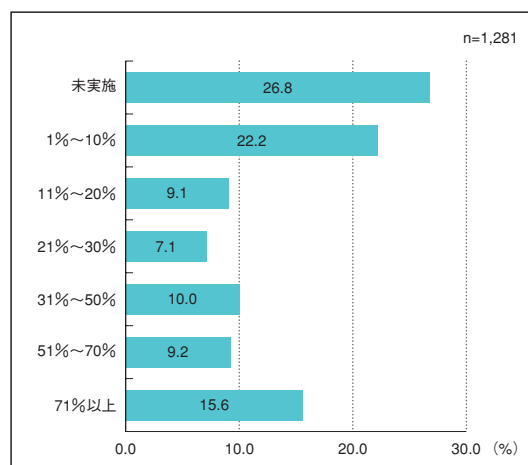
### ■ 実施割合10%以下の企業が最も多い

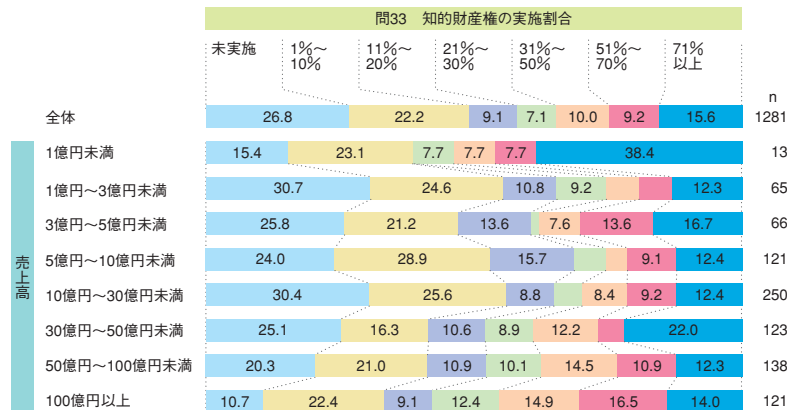
実際に権利を保有している企業に限定して、その実施割合を見ると、「1%~10%」という回答の割合が最も高く、22.2%を占めた。

「未実施」の企業も26.8%に上る。一方で「71%以上」と高い実施割合にある企業も15.6%あるなど、知的財産権の実施度合いにはばらつきが見られる。

「未実施」の企業の割合は、売上高規模が大きくなるにつれて少なくなっているが、一方で、実施割合が「71%以上」の割合は、売上高1億円未満の小規模企業が最も多いなど、売上高規模別に見た知的財産権の実施割合には、特徴的な傾向は見られなかった。

問33 知的財産権の実施割合



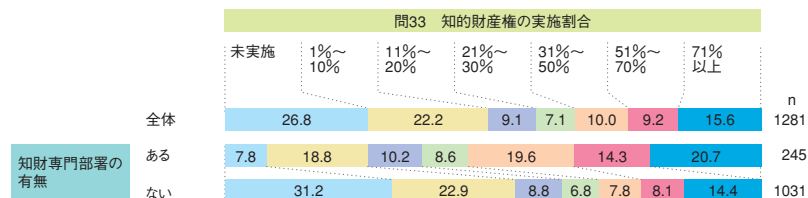


## ■ 知財専任部署のある企業のほうが知的財産権の実施割合は高い

知的財産権の実施割合と関連が見られる項目として、知財専任部署の有無が挙げられる。

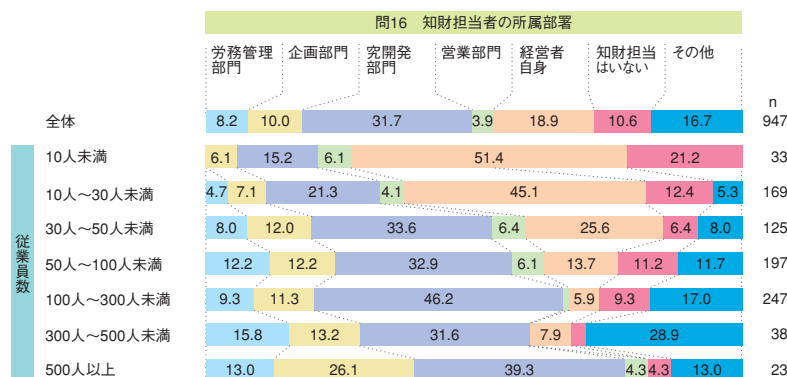
知財専任部署がある企業においては、実施割合が71%以上の企業が20.7%と最も多い一方で、知財専任部署のない企業においては、未実施の企業が31.2%と高い率を示した。

知的財産の実施割合は、知財活動の効率性を測る一つの指標となるが、知財専任部署の有無は、その効率性を左右する要素であると考えることができる。



知財専任部署を持たない企業における知財担当者の所属を見てみると、従業員数30人未満の企業では「経営者自身」という回答が多数を占める。

少人数の企業においては、経営者自身の取り組み度合いが、知財活動のありかたを大きく左右すると言える。



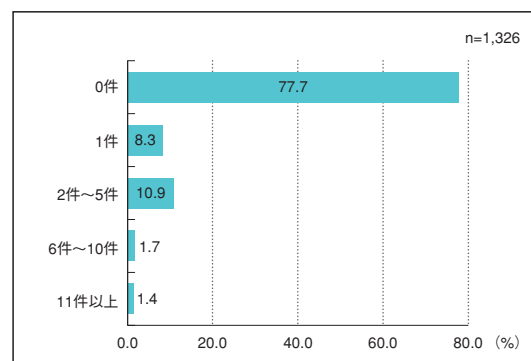
## 15. ライセンスの動向

### ■ 中小企業におけるライセンス実績は少ない

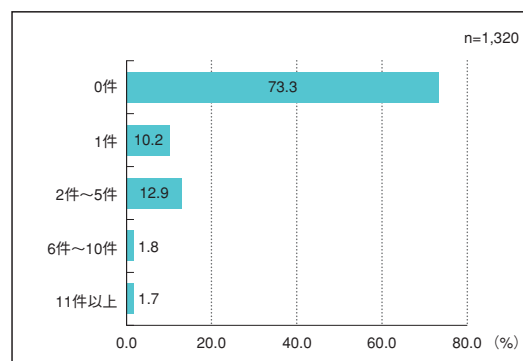
他社への知財の実施許諾（ライセンスアウト）、他社から知財の実施許諾を受ける（ライセンスイン）、クロスライセンスのいずれにおいても、「実施なし」との回答がほとんどである。

現段階での中小企業の知財活用は、自社実施が主となっている。

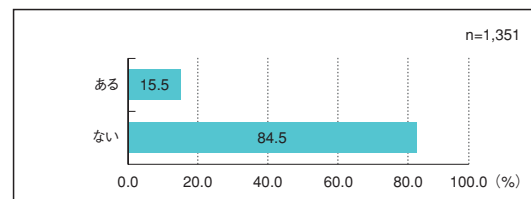
問34 他社に実施許諾をしている知財の件数



問35 他社から実施許諾を受けている知財の件数



問36 クロスライセンスの実績



他社へのライセンスの状況を業種別に見ると、実施している企業の割合が高いのは「化学工業」(33.3%)、「医薬品工業」(38.5%)、「食品工業」(36.4%) などであった。一方、ライセンス実施割合が低かったのは「機械工業」(17.5%)、「精密機械工業」(18.6%)、「電気機械工業」(22.4%)、「輸送機械工業」(16.0%) などの機械工業であった。

地域別に見てもっともライセンスを行っている企業の割合が高かったのは「千葉県」(31.0%) であった。反対に最も割合が低かったのは「山梨県」(11.1%) であった。

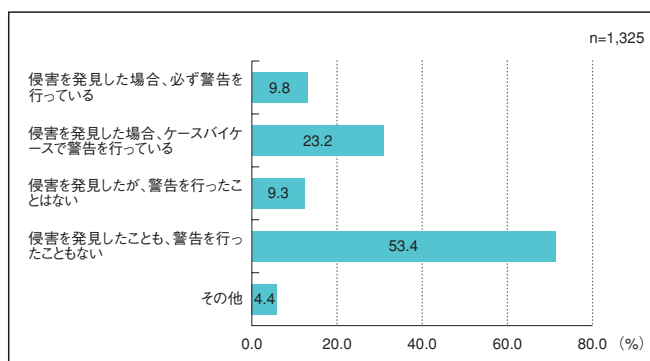
## 16. 権利侵害への対応

### ■ 権利侵害に対し警告を行っている企業は約3割

他社に警告を行ったことがある中小企業（「必ず行っている」＋「ケースバイケースで行っている」）の割合は約3割を超えている。一方、「侵害を発見しても警告を行わなかった」企業が1割を占めている。

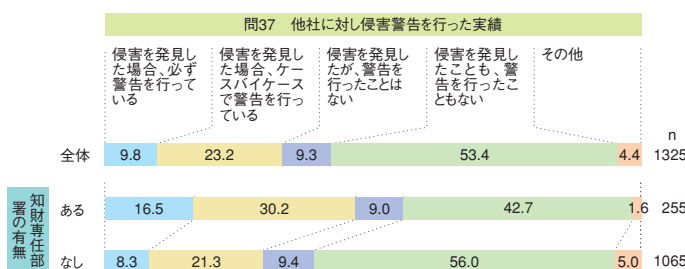
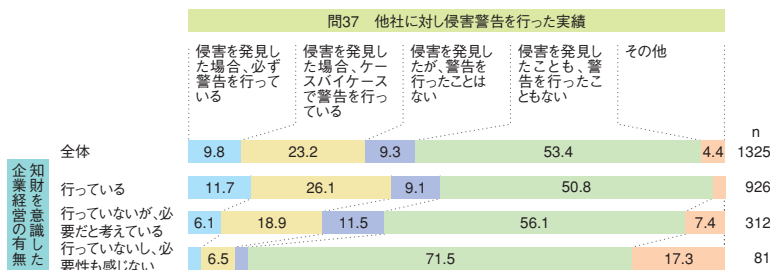
「知財を意識した経営を行っている」と回答した企業および「知財専任部署がある」と回答した企業においては、権利侵害に対して何らかの形で警告を行う傾向が強くなっている。

問37 他社に対し侵害警告を行った実績



046

アンケートにみる広域関東圏の中小企業の知財活用現状



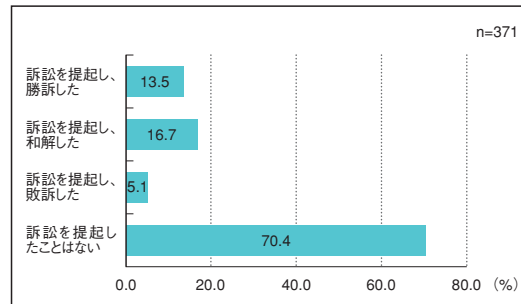
### ■ 警告後7割は訴訟に至らず

警告を行った企業のうち7割以上は、訴訟提起まで至っていない。

一般に訴訟には多額の費用が発生するため、訴訟に至らない段階で双方が和解するケースが多いと見られる。また、多額の紛争コストを懸念して強硬手段を取ることを自ら断念する中小企業も少なくないと考えられる。

しかし、知財専任部署のある企業に限定すると、5割近くの企業が訴訟を提起している結果となっている。

問38 権利侵害に対して訴訟を起こした実績



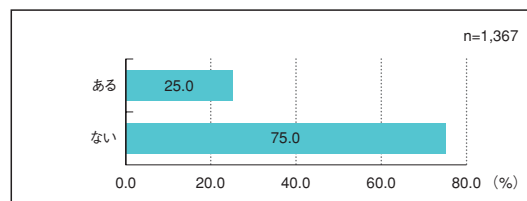
	合計	問38 侵害警告後、訴訟有無					不明	非該当
		訴訟を提起し、勝訴した	訴訟を提起し、和解した	訴訟を提起し、敗訴した	訴訟を提起したことはない			
全体	371	50	62	19	261	79	987	
問15 知財専任部署の有無								
ある	94	21	19	6	57	26	155	
ない	275	29	43	13	202	52	825	
	100.0	10.5	15.6	4.7	73.5			

## 17. 他社からの侵害警告への対応

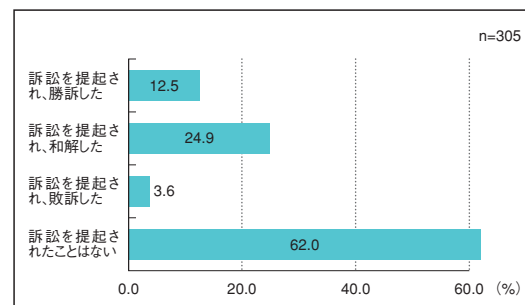
### ■ 4分の1の企業が他社から警告を受けた経験を持つ

他社から侵害警告を受けたことがある企業の割合は25.0%に上るが、このうち6割以上は訴訟を提起されるまでには至らなかった。理由は前項に等しいものと思われる。

問39 侵害警告を受けた経験



問40 警告を受けて訴訟となった経験



## 18. 外国出願の動向

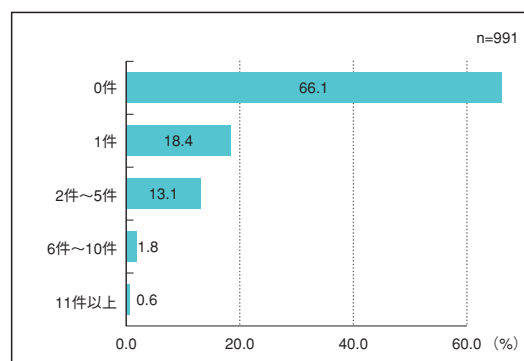
### ■ 外国出願を行っている企業は3割程度

外国出願については、66.1%の企業が「0件」と回答している。

外国出願している企業においても、1年間に1件という企業が18.4%、2~5件という企業が13.1%、6件以上の出願は僅少にとどまる結果となった。

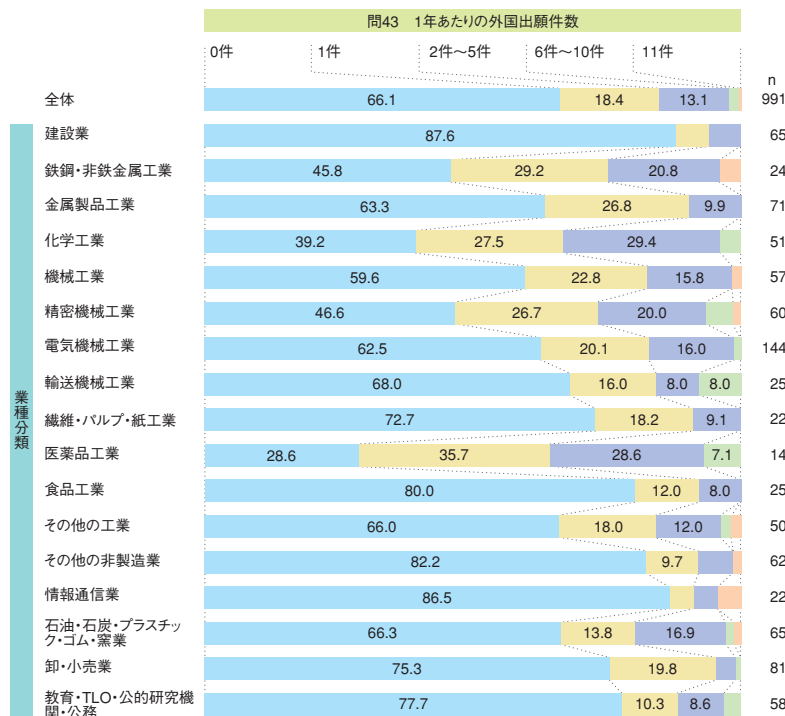
業種別に見ると、医薬品工業、化学工業における外国出願企業の割合が、それぞれ7割、6割と高くなっている。

問43 外国出願の件数(年平均)



048

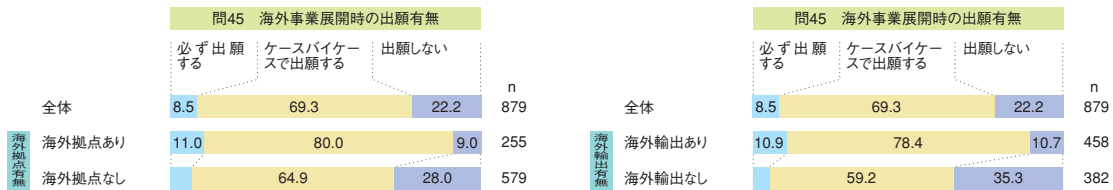
アンケートにみる広域関東圏の中小企業の知財活用現状



### ■ 海外事業展開企業の外国出願率は高い

海外拠点の有無別に海外事業展開時の外国出願の有無を見ると、海外拠点を有する企業では9割以上、拠点が無い企業においても7割の企業が外国出願を行っている。

また、海外輸出実績の有無別に見ても、海外輸出をしている企業では9割程度を示し、輸出がない企業でも6割程度の企業が外国出願を行っている。



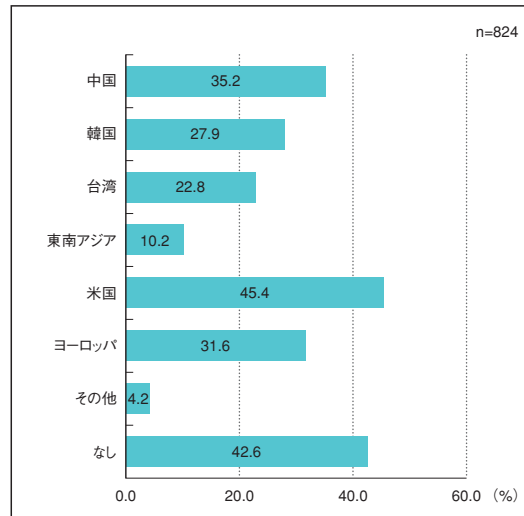
### ■ 製品の輸出・販売先国での出願が中心

出願国（地域）については米国（45.4%）、中国（35.2%）、ヨーロッパ（31.6%）の割合が高い。

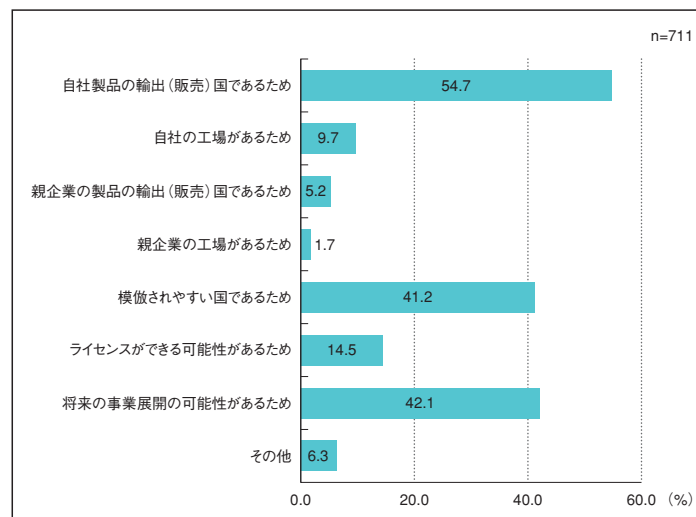
出願理由としては「自社製品の輸出（販売）国であるため」が54.7%、「将来の事業展開の可能性があるのであるため」が42.1%と、海外での事業展開に必要な措置として外国出願を行っている企業が多数を占める。

一方で、「模倣されやすい国であるため」（41.2%）という回答も多く、模倣リスクの高い国、地域に対してはとくに重点的に対策を行っている企業の姿が浮かび上がる。

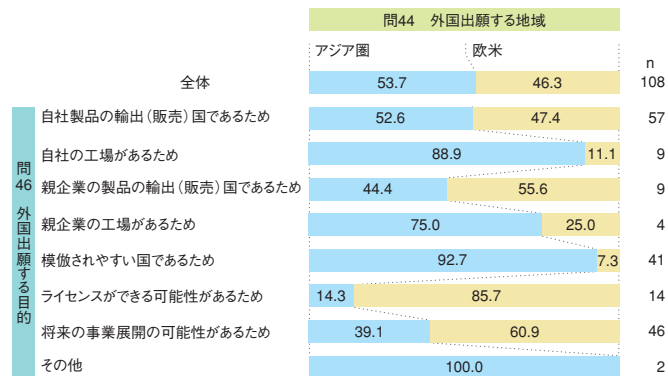
問44 外国出願する国（地域）



問46 外国出願する目的



回答企業のうち、「中国」「韓国」「台湾」「東南アジア」のいずれかのみを選択した企業と、「米国」「ヨーロッパ」のいずれかのみを選択した企業を抽出し、その出願目的をしてみる。



「自社の工場があるため」「親会社の工場があるため」「模倣されやすい国であるため」といった出願目的を挙げた企業の大半は、アジア圏で出願している企業であった。一方、「ライセンスができる可能性があるため」「将来の事業展開の可能性があるため」といった目的で外国出願している企業の多くは、欧米で出願している企業となっている。

アジア圏での出願は模倣対策として「守り」の意味合いが強く、欧米での出願は新たなビジネス展開につながる「攻め」の意味合いが強いと読み取れる。